

屋外広告物の掲出に係る許可基準の一部改正について

1 函館市屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)について

函館市屋外広告物条例施行規則は、屋外広告物法および函館市屋外広告物条例の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物および屋外広告業について必要な規制のための事項が定められています。

今回、屋外広告物の許可の対象範囲を見直すとともに、案内表示等に関する基準を明確にするため、所要の改正をするものです。

■改正の概要

(1) 掲出許可を要しない自己管理用広告物の1面の表示面積を「1m²以内」から「5m²以内」に変更します。(参考資料1参照)

許可を受けずに表示することができる屋外広告物のうち、自己管理用広告物（土地や建物を管理するために表示する固定広告物）にあっては、管理上必要な記載事項が多くなってきている実情を勘案し、1面の表示面積が「5m²以内」のものまでは許可を受けずに掲出することができることとします。

ただし、特別制限地域と広告景観整備地区の区域内に掲出する自己管理用広告物については、現行のまま「1m²以内」とします。

(2) 固定広告物に係る許可基準の区分を「自家用広告物」と「その他広告物」に改めます。(参考資料2参照)

屋外広告物のうち、設置する場所ごとに定められている固定広告物の許可基準（表示面積、表示面積の合計および高さの限度）について、掲出目的に対応したものとするため、「自家用広告物」と「その他広告物」に区分したものに改めます。

なお、現行の案内表示を目的とした固定広告物については、この改正により「その他広告物」に該当することとなりますが、許可基準そのものは現行のままとします。

(3) 特別制限地域内に掲出する固定広告物は、公共的目的や特定施設への案内目的の掲出に関わらず許可の対象とします。(参考資料2参照)

第1種低層住居専用地域や公共公益施設などの敷地に指定されている特別制限地域の区域内にあっては、「公共的目的をもった広告物および特定の施設等への案内を目的とする広告物」についてのみ許可の対象としていますが、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、掲出目的に関わらず、すべての固定広告物が許可の対象となるようになります。

なお、固定広告物の許可基準については、現行のままとします。

2 函館市告示第380号の一部改正(案)について

この告示は、函館市屋外広告物条例第10条第3項の規定に基づき、良好な景観を形成し、または環境を保全するために指定されている「広告景観整備地区」の区域内の広告表示または掲出物件の許可基準を定めたものです。

今回、広告表示のうち、案内表示に係る対象施設および固定広告物の許可基準を明確にするため、所要の改正をするものです。

■改正の概要

(1) 案内表示を掲出することができる対象施設を法や条例などに基づいたものに改めます。(参考資料3参照)

広告景観整備地区の区域内に設置する固定広告物のうち、案内表示の対象となる施設を明確にするため、現行の規定を新たに、法や条例に基づいた「学校・専修学校・各種学校、病院・診療所・助産所、社会福祉事業に係る施設、博物館、介護老人保健施設、旅館業に係る施設、旅客施設、景観形成指定建築物・景観登録建築物・伝統的建造物、防災協定履行に係る施設、まちかど観光案内所、その他市長が認める施設」に改めます。

(2) 広告景観整備地区のうち、第2区域に指定されている区域内の固定広告物を掲出目的に応じた許可基準に改めます。(参考資料3参照)

広告景観整備地区の第2区域内で掲出することできる固定広告物のうち、屋上広告物にあっては、案内表示の掲出を禁止し、また、地上広告物にあっては、案内表示の掲出に係る基準を第1区域の案内表示と同一の基準に改めます。

1 函館市屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について

- (1) 制限区域内における掲出許可を要しない自己管理用広告物の1面の表示面積を「1 m²以内」から「5 m²以内」に変更

※特別制限区域と広告景観整備地区は、特に良好な景観を図ることが必要な地域等であることから、現行のままとします。

規制区域	現行		改正(案)	
	面積	高さ	面積	高さ
制限区域	1 m ²	3 m	5 m ²	3 m
特別制限区域	1 m ²	3 m	1 m ²	3 m
広告景観整備地区	1 m ²	3 m	1 m ²	3 m

「自己管理用広告物」とは、土地や建物を管理するために表示する固定広告物で、月極駐車場、売土地・建物、貸土地・建物などの管理者表示のことという。

■制限区域

第1種制限地域

- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域（第3種制限地域を除く）
- 工業地域
- 工業専用地域

第2種制限地域

- 第1種住居地域（第3種制限地域を除く）
- 第2種住居地域（第3種制限地域を除く）
- 準住居地域
- 指定区域（戸井、恵山、南茅部の各支所管内の一部）

第3種制限地域

- 第1種低層住居専用地域（道路敷地の区域に限る）
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 自動車専用道路から500m以内の展望でできる区域（第1種低層住居専用地域以外の用途地域が指定されている区域に限る）

第4種制限地域

- 市街化調整区域（第6種制限地域を除く）
- 国道、道道、鉄道から100mを超え展望できる区域（第1種～第3種・第5種制限地域を除く）
- ※ 自動車専用道路を除く

第5種制限地域

- 恵山道立自然公園の特別地域以外の地域

第6種制限地域

- 国道、道道、鉄道から100m以内の展望ができる地域（第1種～第3種・第5種制限地域を除く）
- ※ 自動車専用道路を除く

【現行】 → 【改正（案）】



許可が不要

面積 1 m²以下
高さ 3 m以下

許可が不要

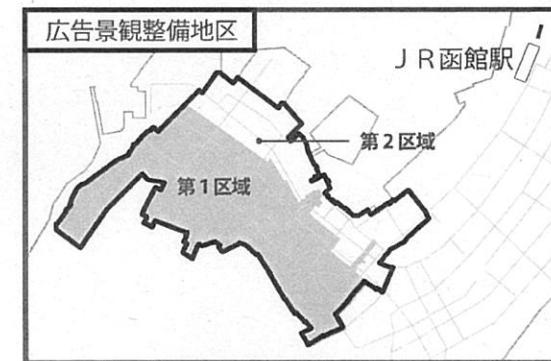
面積 5 m²以下
高さ 3 m以下

■特別制限区域

- 第1種特別制限地域 保安林、環境緑地保護地区など
- 第2種特別制限地域 第1種低層住居専用地域、公共公益施設等の敷地など

■広告景観整備地区

函館市都市景観条例に基づき指定された都市景観形成地域



(2) 固定広告物に係る許可基準の区分を「自家用広告物」と「その他広告物」に改正

対象地域	現 行	改正（案）
・石川新道沿道地域	下記以外の広告物	自家用広告物
・空港通・空港ターミナル通沿道地域	公共的目的をもった広告物 および特定の施設等への案内を目的とする広告物	その他広告物
・第6種制限地域		

※許可基準（表示面積、表示面積の合計、高さの限度）は現行のまま

第6種制限地域

国道、道道、鉄道から100m以内の展望できる地域
(第1種～第3種・第5種制限地域を除く)
※自動車専用道路を除く

特別制限地域

第1種特別制限地域 保安林、環境緑地保護地区など
第2種特別制限地域 第1種低層住居専用地域、
公共公益施設等の敷地など

(3) 特別制限地域内に掲出する固定広告物は、公共的目的や特定施設への案内目的の掲出に関わらず許可の対象

対象地域	現 行	改正（案）
特別制限地域	公共的目的をもった広告物 および特定の施設等への案内を目的とする広告物が許可の対象	・自家用広告物 ・その他広告物

※許可基準（表示面積、表示面積の合計、高さの限度）は現行のまま

※ 「自家用広告物」とは、自己の事務所や営業所に表示する自己の事業、営業の所在、名称、内容、商標などの広告のこという。

※ 「その他広告物」とは、「案内表示広告物」、「商品等の宣伝用広告物」、「自己管理用広告物」等です。



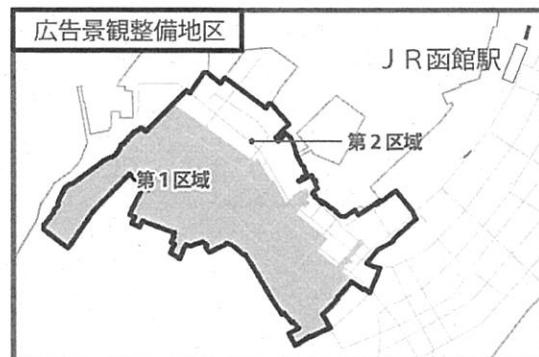
2 函館市告示第380号の一部改正（案）について

(1) 広告景観整備地区において案内表示を掲出することができる対象
施設を法や条例などに基づいたものに改正

【現行】
「道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは
公衆の利便に供するための特定施設等への案内を目的とする
広告物またはこれらの広告物の掲出物件」



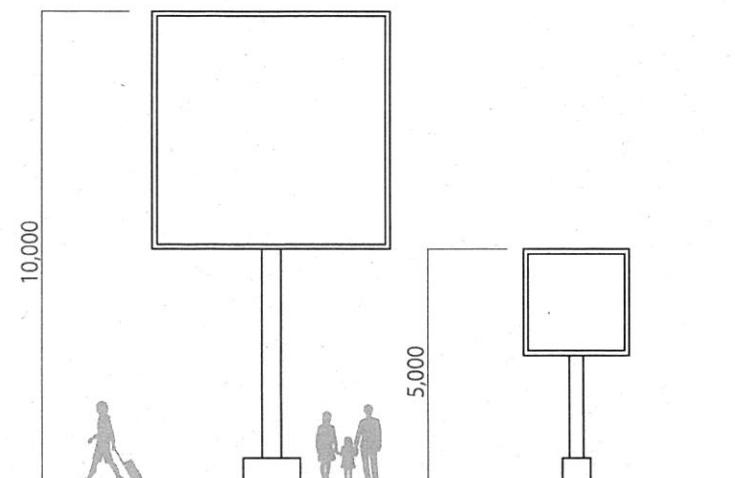
【改正（案）】
法や条例等に基づいた「学校・専修学校・各種学校、病院・
診療所・助産所、社会福祉事業に係る施設、博物館、介護
老人保健施設、旅館業に係る施設、旅客施設、景観形成指
定建築物・景観登録建築物・伝統的建造物、防災協定履行
に係る施設、まちかど観光案内所、その他市長が認める施設」



(2) 広告景観整備地区のうち、第2区域に指定されている区域内の固定
広告物を掲出目的に応じた許可基準に改正

●第2区域内で掲出することができる固定広告物のうち、屋上広告物にあっては、
案内表示の掲出を禁止し、また、地上広告物にあっては、案内表示の掲出に係
る基準を第1区域の案内表示と同一の基準に改正します。

【現行】 ⇒ **【改正（案）】**



広告景観整備地区
(第2区域)

1面の面積：25 m²以内
全体の面積：50 m²以内
高さ：10m以下

広告景観整備地区
(第2区域)

1面の面積：5 m²以内
全体の面積：10 m²以内
高さ：5m以下